

食品表示のここが知りたい!

Q 新しい食品表示制度の
ねらいはなんですか?

A 食品の表示について一般的なルールを定めている法律には、食品衛生法、JAS 法及び健康増進法の3法がありました。しかし、目的が異なる3つの法律にルールが定められていたために、制度が複雑で、分かりにくいものとなってしまっていました。

食品表示法は、上記3法の食品の表示に関する規定を統合したもので、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものです。

法律の目的が統一されたことにより、整合性の取れたルールの策定が可能となったため、消費者、事業者の双方にとって分かりやすい表示を実現することができるようになりました。

また、栄養成分表示の義務化も可能となり、消費者の日々の栄養・食生活管理による健康増進への寄与にも資する制度の実現を図ることができるようになりました。

具体的なルールは、「食品表示基準」に定められています。食品表示基準は、これまで上記3法の下に定められていた58本の表示基準を統合したものです。

Q すぐに
新しい表示に切り替わりますか?

A 新たな食品表示の制度は、平成27年4月1日からスタートします。しかし、加工食品と添加物は5年間、生鮮食品は1年6か月の間、以前の制度に基づく表示を認めるという猶予期間を設けることとしています(ただし、新たな機能性表示制度については、全くの新しい制度なので、猶予期間はありませぬ。)

食品の製造ラインは、消費者に商品を絶え間なく供給できるように常に動いているため、商品の在庫だけでなく、包装材(ラベル)の在庫も抱えています。新しい制度のスタートとともに、これらの在庫を全て廃棄しなければならないとすると、大量のフードロスや資源の無駄が出てしまいます。

この猶予期間は、新しい表示の準備をするための期間です。消費者は、表示から様々な情報を得て、食品を購入していますので、食品関連事業者は、計画的に生産を行うなどして、1日も早く消費者に新しい表示が届くよう、速やかな表示の切替えに努めてください。

お問合せ先

消費者庁食品表示企画課

東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー
03-3507-8800 (大代表)
<http://www.caa.go.jp/foods/>

新しい 食品表示制度

食品表示法が
平成27年4月1日に
施行されます。



食品表示のここが変わる! ~主な変更点の紹介~

アレルギー表示が変わります。

▶ 原則として、**個別表記**になります。

(個別表記の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)

原材料名	準チョコレート(パーム油(大豆を含む)、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング(牛肉を含む)、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料

▶ **特定加工食品※及びその拡大表記が廃止**されます。

※ 特定加工食品とは、表記として特定原材料名又は代替表記を含まないが、一般的に特定原材料等を含むことが予測できると考えられてきたものをいいます。

(特定加工食品の例)

卵の特定加工食品
マヨネーズ
小麦の特定加工食品
パン

新制度では、これらの食品についても、アレルギー表示がされるようになります。

▶ 一括表示をする場合は、別記様式内に、**使用された全てのアレルゲンがまとめて表示**されます。

(一括表示の例) アレルギー表示は下線部(実際の商品にはありません。)

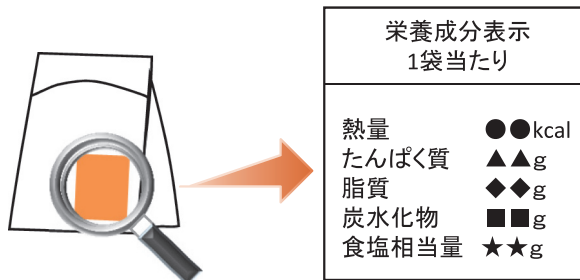
原材料名	準チョコレート(パーム油、砂糖、全粉乳、ココアパウダー、乳糖、カカオマス、食塩)、小麦粉、ショートニング、砂糖、卵、コーンシロップ、乳又は乳製品を主要原料とする食品、ぶどう糖、麦芽糖、加工油脂、カラメルシロップ、食塩、(一部に小麦・卵・乳成分・牛肉・大豆を含む)
添加物	ソルビトール、酒精、乳化剤、膨張剤、香料、(一部に大豆・乳成分を含む)

加工食品の栄養成分表示が義務化されます。

▶ 容器包装に入れられた加工食品には、**熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム**の5成分が表示されるようになります*。

▶ ナトリウムの量は、消費者にとって分かりやすい「**食塩相当量**」で表示されます(ナトリウム塩を添加していない食品にのみ、ナトリウムの量を併記することができます)。

▶ 栄養成分表示を活用して、健康的な食事の摂取に役立てましょう。



※ 以下のものには、栄養成分の表示の省略が認められています。

- ①表示可能面積が小さいもの
- ②酒類
- ③栄養の供給源としての寄与の程度が小さいもの
- ④極めて短期間で原材料が変更されるもの
- ⑤小規模事業者が販売するもの 等



新たな機能性表示制度が創設されました。

▶ 特定の保健の目的が期待できる(健康の維持及び増進に役立つ)という食品の機能性を表示することができる「**機能性表示食品**」の制度ができました。

▶ 機能性表示食品は、消費者庁長官に届け出た安全性や機能性に関する一定の科学的根拠に基づき、事業者の責任において表示を行うものです。特定保健用食品(トクホ)とは異なり、消費者庁長官の個別の許可を受けたものではありません。

▶ 機能性表示食品の安全性及び機能性に関する科学的根拠は、消費者庁のウェブサイト等に公開されます。

▶ 機能性表示食品は、**疾病の診断、治療、予防を目的としたものではなく、また、疾病に罹患している者、未成年者、妊産婦(妊娠を計画している者を含む)及び授乳婦を対象に開発された食品ではありません。**

▶ 健康作りのためには、十分な睡眠と運動に加え、バランスのよい食事が基本です。機能性表示食品に頼るだけでなく、自身の食生活を見直すことが大切です。